

提 言 書

第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について

令和5年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会

はじめに

さいたま市男女共同参画推進協議会は、第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランが令和5年度末に計画期間満了となることから、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例に基づき、昨年5月、さいたま市長から、「第5次さいたま市男女共同参画基本計画について」諮問を受けました。

本協議会では、さいたま市のこれまでの取組と成果を検証のうえ、社会情勢や男女共同参画をめぐる新たな課題、国・県の動向等を踏まえ、次期計画で重点的に実施すべき取組や、施策に求められる視点等について議論を重ねてきました。

男女共同参画に関連する法律・制度の整備や、男女共同参画に関する意識の醸成は徐々に進んでいるものの、家庭や就労の場における男女間の格差や、女性に対する暴力など、ジェンダーに起因する様々な課題は根強く残っており、また、社会情勢等の変化とともに新たな課題が生じています。

次期計画の始期となる令和6（2024）年は、平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の施行から25周年となります。男女共同参画社会基本法の施行をはじめ、2000年前後は日本において男女共同参画に関連する重要な法律等の整備が進められた時期であったと同時に、ジェンダー・フリーという言葉の意味が曲解され、幅広い分野でジェンダー・バッシングがおこった時期でもありました。その後、ジェンダーという言葉は長らく日本では使用が控えられてきましたが、近年、ジェンダーについてメディアで積極的にテーマとして扱われるなど、ジェンダー平等へ向けた機運の高まりが見られます。

この機運の高まりは、男女の実質的平等の実現や、多様な性への理解の促進のための取組を加速させる好機であると考えます。

本提言書の趣旨を反映した次期計画が策定され、市や市民、事業者等の多様な主体が、それぞれが果たすべき役割を担いながら連携し、これまで以上にさいたま市の男女共同参画のまちづくりが推進されていくことを期待し、ここに答申いたします。

令和5年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会
会長 田代 美江子

目 次

I 答申にあたって

1	諮問の経緯	1
2	答申の背景	1
	(1) 国際的な動き	1
	(2) 社会経済状況の変化	2
	(3) 国・県の動向	4
3	現行基本計画での取組と課題	
	(1) 目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	7
	(2) 目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて 多様な生き方ができるまちづくり	8
	(3) 目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	8
	(4) 目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	9
	(5) 目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	9
	(6) 目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり	10
	(7) 目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり	10

II 次期基本計画の基本的な考え方

1	基本理念	12
2	計画の位置付け	12
3	計画の期間	13
4	計画の重点事項	
	① 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	13
	② 男性にとっての男女共同参画の推進	14
	③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	14
	④ 女性の経済的自立に向けた取組の推進	15
	⑤ DV被害者の安全確保と支援体制の充実	15
	⑥ DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実	16
5	計画の目標	17
6	推進事業・数値目標の設定	18

III 次期基本計画の体系及び施策の展開方向

1	計画の体系	19
2	施策の展開方向	
目標Ⅰ	人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	21
目標Ⅱ	社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて 多様な生き方ができるまちづくり	24
目標Ⅲ	政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	27
目標Ⅳ	男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	30
目標Ⅴ	働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり	34
目標Ⅵ	だれもが安心して暮らせるまちづくり	38
目標Ⅶ	ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり	41

【参考資料】

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	46
男女共同参画社会基本法	49
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53
困難な問題を抱える女性の支援に関する法律	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	70
次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問書写）	82
さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況	83
さいたま市男女共同参画推進協議会名簿	84

■ 図表目次

図表 1	各分野における男女の地位の平等感	23
図表 2	「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識	26
図表 3	審議会等における女性委員割合の推移	29
図表 4	管理職への昇格を希望しない理由	29
図表 5	男性の育児休業取得率の推移（全国）	32
図表 6	民間企業の育児休業等取得期間別割合（全国）	32
図表 7	女性の年齢別労働力率	33
図表 8	年齢階級別非正規雇用者の割合（全国）	36
図表 9	職場における男女の地位の平等感	37
図表 10	LGBTQという言葉の認知	40
図表 11	母子世帯・父子世帯の年間収入状況（全国）	40
図表 12	さいたま市における女性相談件数の推移	43

図表 13	「DV」「デートDV」という言葉の認知度.....	43
図表 14	配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと....	44

I 答申にあたって

1 諮問の経緯

・さいたま市では、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、現在は平成 31 年 3 月に策定した「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」により、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進しています。現行計画の「第 4 次プラン」は、令和 5 年度末で計画期間が満了となることから、令和 4 年 5 月にさいたま市長からの諮問を受け、本協議会において次期基本計画について、審議を進めてきました。

2 答申の背景

(1) 国際的な動き

・平成 7（1995）年に開催された第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言・行動綱領」が、男女共同参画の国際的な基準となり、以降 5 年ごとに、世界全体で、進捗状況と課題のふり返りが行われてきました。

・平成 27（2015）年に「国連持続可能な開発サミット」で持続可能な開発目標 SDGs を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は 2030 年を達成期限としており、17 の目標と 169 のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むものとしています。この中で、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は目標 5 に掲げられるとともに、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映していくことが重要とされています。

・ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関して、その後も主要国首脳会議(G7)やアジア太平洋経済協力会議(APEC)等においても継続的に取り上げられています。

・北京宣言から 25 周年、SDGs 採択から 5 年目の節目の年にあたる令和 2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症が、世界規模で広がりました。2020 年 4 月には、国連女性機関 (UN Women) が「COVID-19 と女性・女児に対する暴力」の報告書を公表し、新型コロナウイルスの蔓延により増加する、女性と女児に対する暴力に関するデータを紹介するとともに、政府・国際機関・市民社会を含むすべてのセクターにむけて、女性・女児に対する暴力対策のために追加で財源を割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き、女性の声が反映されるようにすることなどの措置をと

るよう提言しました。ジェンダーの視点にたった政策立案と具体的な取組に向けて、国際的な協調が重要になっています。

・このような中、令和4（2022）年に世界経済フォーラムが公表した、各国における男女格差を測る指標である「ジェンダー・ギャップ指数 2022」では、日本は146か国中116位と低い順位となっており、特に、経済分野（146か国中121位）と政治分野（146か国中139位）が低く、主要7か国（G7）で最下位、アジア諸国の中においても低い結果となり、男女平等や女性活躍の取組において国際的に遅れを取っている状況が明らかになっています。

・また、「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（SDSN）とドイツのベルテルスマン財団が公表したSDGsの達成度・進捗状況に関する国際レポート「持続可能な開発レポート」で、日本のSDGs達成度は、2022年には163か国中19位、目標別達成度では、ゴール5は、毎年、達成度が最も低い目標の1つとして評価がなされており、日本のSDGsの達成に向けては、ゴール5の取組の強化が不可欠です。

（2）社会経済状況の変化

①人口・世帯

・全国的に、少子高齢化、人口の減少が進行しており、これを背景に、経済・地域・社会の担い手不足を懸念する声が高まっており、幅広い分野で、多様な人材の能力の活用が求められています。

・また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じており、孤立や貧困等の状況に置かれやすい人たちへの社会的支援の重要性も高まっています。

・さいたま市における出生数の推移は、増減を繰り返しながらの緩やかな減少傾向にありましたが、平成28（2016）年以降は前年を下回り続け、令和2（2020）年では10,010人となっています。また、合計特殊出生率については、平成27（2015）年に一旦は1.39まで回復したものの、ここ数年減少傾向にあり、令和2（2020）年には1.30まで低下するなど、全国平均より低く推移しています。

・一方、高齢化率は、全国と比較すると低い状況ではありますが、既に、高齢化率が21%以上である超高齢社会を迎えており、令和3（2021）年の高齢化率は23.1%と過去最高を更新しています。また、将来は、その伸びが急激に増加することが予想されています。

・このように、さいたま市においても少子高齢化の傾向は顕著であり、さいたま市の人口は、転入超過による社会増の一方、高齢化とともに死亡数が増加していること、また、出生数が徐々に減少傾向にあることに起因し、平成30（2018）年に初めて自然減に転じ、その後も自然減が続いています。

・また、現在増加傾向にあるさいたま市の人口も、国立社会保障・人口問題研究所が

公表している将来推計人口（平成 27 年 1 月推計）によると、令和 12（2030）年頃をピークに、その後減少に転じる見通しとなっています。

・世帯構成については、1 世帯当たりの人員の減少が続いており、令和 2 年の国勢調査の結果ではさいたま市の 1 世帯当たりの人員の平均は 2.27 人となり、前回調査の 2.37 人を下回りました。夫婦と子どもからなる世帯が減少し、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えるなどの、世帯の小規模化が進んでいます。

②雇用

・就労の場では、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字カーブについては全国的に解消傾向にあり、M 字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつありますが、女性の就業形態をみると、非正規雇用が多く、女性の正規雇用労働者比率が 20 代後半でピークを迎えた後、低下を続ける L 字カーブという新たな課題が提起されています。非正規雇用労働者と正規雇用労働者では給与等の処遇面で格差が存在しており、非正規雇用労働者の割合が女性で高いことは、女性の貧困の背景にもなっていると考えられています。

・さいたま市について、令和 2（2020）年の国勢調査の結果から女性の年齢階級別労働力率を見ると、前回調査の結果よりも M 字カーブの解消が見られるものの、35 歳から 39 歳の年代で生じている M 字カーブの底は、埼玉県・全国と比較すると深くなっており、その後の年代における労働力率も埼玉県・全国よりも低く推移しています。

・また、雇用者における非正規雇用労働者の人数・割合を男女別に見ると、男性で 45,562 人、16.7%、女性で 122,211 人、52.3%となっています。

・非正規雇用労働者の割合は、男性は 30 歳代から 50 歳代までほぼ横ばいなのに対し、女性では、30 歳代以降、年代が上がるにつれ増加しています。女性の非正規雇用労働者の割合を全国と比較すると 30 歳代では全国より低く、40 歳代以降では高くなっています。

・仕事からの年間収入について、労働力調査の令和 3 年の年平均結果を雇用形態別、男女別で見ると、全国で 300 万円未満の割合は、正規雇用では男性で約 17%、女性で約 42%、非正規雇用では男性で約 78%、女性で約 95%となっています。また、200 万円未満の割合は、正規雇用では男性で約 5%、女性で約 16%、非正規雇用では、男性で約 56%、女性で約 81%となっており、正規・非正規間や男女間での収入の格差がみられます。

③新型コロナウイルス感染症の影響

・令和 2（2020）年には新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行わ

れる中、平常時の固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、医療や介護、福祉関係など感染のリスクが高いとされる職種では、女性の割合が高いこと、DV や性被害・性暴力の増加が懸念されることといったジェンダーに起因する様々な課題が一層顕在化しました。また、自殺者数は、依然として女性よりも男性が多い状態ですが、女性の自殺者数が増加傾向にあることも、憂慮すべき事態です。一方、感染拡大を契機にテレワークやオンラインの活用が進んだことは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上につながるものと期待されています。

④デジタル化社会への対応

・デジタル化社会の進展に伴い、生活のあらゆる場面においてスマートフォンを始め、ICT やインターネットといったデジタルを通じてサービスが提供されることが当たり前になりつつあります。このようなデジタル化社会への対応のため、理工系分野やデジタル・テクノロジーの分野でのジェンダー・ギャップの縮小や、デジタル・デバイドを防ぐための取組が求められています。

(3) 国・埼玉県の動向

①国の動向

・国においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

・平成 11 年の男女共同参画基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとした様々な取組を進めており、近年は、次のとおり取組が進められています。

○「働き方改革関連法」(平成 31 (2019) 年 4 月～順次施行)

- ・ 時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得、フレックスタイム制の拡充等
- ・ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止、待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き (行政 ADR) の整備

○「育児・介護休業法」改正 (令和 4 (2022) 年 4 月～段階的施行)

- ・ 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等

○「配偶者暴力防止法」改正（令和2（2020）年4月施行）

・児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化

○「女性活躍推進法」改正（令和2（2020）年6月～順次施行）

・一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大

・ハラスメント防止対策の強化

○「男女雇用機会均等法」改正

・妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務（平成29（2017）年1月施行）

・セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化（令和2（2020）年6月施行）

○「労働施策総合推進法」改正

・パワーハラスメントの防止措置義務化（令和2（2020）年6月施行）

○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30（2018）年5月施行、令和3（2021）年6月改正法施行）

・衆議院，参議院及び地方議会の選挙において，政党等の政治活動の自由を確保しつつ，男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すために成立。改正法では，政党その他の政治団体の取組の促進や国・地方公共団体の施策を強化

○「AV出演被害防止・救済法」（令和4（2022）年6月施行）

・超党派の議員立法として成立。正式名称は、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」。

・AV出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しのつかない重大な被害が生じている現状を踏まえ、全ての年齢・性別についての被害の防止と被害者の救済のために策定。

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月公布、令和6年4月1日施行）

・困難を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却。女性の意思が尊重されながら、最適な支援をうけられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」

といった視点を取り入れること等を明記。

・令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」（以下、「5次計画」と言う。）が策定され、目指すべき社会が次のとおり示されました。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

②埼玉県の動向

○第5次埼玉県男女共同参画基本計画（計画期間令和4（2022）年度から令和8（2026）年度）

・男女共同参画基本法に基づく都道府県基本計画及び、女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として策定

○埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和4（2022）年7月公布）

・性的指向及び性自認の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に制定

<パートナーシップ宣誓制度等の実施状況について>

・性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現すること等を目的に、パートナーシップの関係にある二人からの宣誓・届出を自治体が受理したことを証明するパートナーシップ宣誓制度について、全国的に導入する自治体が増えています。さいたま市でも、令和2年4月1日に埼玉県内で初のパートナーシップ宣誓制度を開始しました。その後も県内での導入は進み、埼玉県内のパートナーシップ宣誓制度実施市町村数は令和4年11月1日現在、38市町となっています。また、その内、さいたま市を含む12市町で、子ども等を含めた家族関係に制度を拡充するファミリーシップ制度を導入しています。

3 現行基本計画での取組状況と課題

・令和元（2019）年度から令和5年（2023）年度までを計画期間とした現行計画においては、7つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実」「女性の経済的自立に向けた取組の推進」「困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備」の5つの重点事項をはじめ、様々な施策を実施してきました。

（1）目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

・さいたま市では、あらゆる立場の人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けて、人権尊重・男女平等意識啓発のため、各種講座等の実施や、広報誌等による市民等への啓発を行うほか、職員研修や学校での人権教育を推進しています。

・男女共同参画推進センターでは、市民企画講座や公募型共催事業による市民団体等との協働による講座の開催や、男女共同参画の啓発及び市民、団体・事業者等との間の有機的なネットワークを醸成する場として、パートナーシップさいたまフェスタを開催するなど、事業の充実を図っています。

・また、男女の固定的性別役割分担意識などの課題を分析するため、市民意識調査を実施し、分析・公表しています。

・今後も引き続き、男女共同参画についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図るとともに、男女共同参画に関する問題についての調査・研究を充実し、得られた知見を施策に反映していく必要があります。

（2）目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

・さいたま市では、固定的性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の視点に立った社会的慣行等の見直しの促進のため、各種講座等の開催や広報誌等による啓発のほか、学校教育において児童・生徒、教職員双方への人権意識高揚のための取組や、職場体験事業等を含む、総合的なキャリア教育を推進しています。そのほか、保護者を対象とした家庭教育に関する講座等を開催しています。

・また、男性にとって男女共同参画の意義の理解の促進や男性の家庭生活への参画を促進するための講座等の開催、男性向けの専門相談の実施など、男性を対象とした取組も推進しています。

・令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方について、反対的な人の割合が7割を超え、前回調査より大きく増加しており、このことから、男女共同参画の意識の醸成は徐々に進んでいると考えられます。一方で、社会全体における男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると回答した割合が7割を超えており、社会制度や職場・家庭・地域等様々な場における慣習・慣行の見直しはまだ十分に進んでいないと推測されるため、引き続き意識啓発等の事業を推進していく必要があります。

・固定的性別役割分担意識等は女性よりも男性の方が強い傾向があり、また、男女とも高齢者において他の年代に比べて根強く残っているため、意識啓発にあたっては、男性や高齢者に向けた取組を強化していく必要があります。

・また、学校教育や家庭教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基礎を築き、だれもが多様な生き方を選択できる力を育むものであるため、非常に重要であると考えます。

(3) 目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会等への女性委員の登用を促進するとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、管理職へ登用を推進しています。現行基本計画では、審議会等における女性委員の割合42%を目標に掲げており、令和4年3月末現在の女性登用率は、34.4%となっています。また、さいたま市の管理職に占める女性の割合は令和4年4月1日時点において、一般行政職で11.4%、教職員で19.0%と十分に管理職への登用が進んでいない状況です。

・日本の管理的職業従事者に占める女性の割合や、女性議員の割合は諸外国に比べ低水準となっているほか、自治会長に占める女性の割合が低いなど、地域活動においても政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況です。

・政治・経済・地域等の様々な分野について、多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、市が積極的に事業者や団体などへ働きかけを行うとともに、目標達成に向けて具体的な対策を講じ、企業等に対して行政が率先して取組を進めていく必要があります。

(4) 目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

・さいたま市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進のため、事業所等を対象とした講座の実施や、子育て支援をしている企業への入札制度における優遇措置、男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている事業者の表彰などを実施しています。

・また、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実のため、介護者の交流や情報交換・学習の場の提供、情報誌の発行や専用ホームページの運用等による子育て情報の提供、民間活力を利用した介護・保育施設等の整備等を推進しています。

・令和3年社会生活基本調査の結果から、子供がいる世帯のうち6歳未満の子供がいる世帯について、夫と妻の家事関連時間をみると、夫は1時間54分、妻は7時間28分となっており、前回調査と比べると夫は31分の増加、妻は6分の減少と、男女差は僅かに縮小していますが、家事・育児・介護等における女性の負担が大きく、男性の家庭生活への参画が十分に進んでいない状況です。

・また、「M字カーブ」は解消傾向にあるものの、女性の正規雇用労働者比率は20代後半でピークを迎えた後、その後の年代で低下を続けています。長時間労働等を前提とする「男性中心型労働慣行」や、固定的性別役割分担意識を背景とする、家事・育児・介護等における女性の負担が大きい状態が続いており、その結果、女性が正規雇用で仕事と家庭生活を両立することが困難な場合が多くなっていると考えられます。また、高齢化社会を迎え、介護や看護を理由とする離職者は、男女ともに増加傾向にあります。

・これらのことから、だれもが、仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、引き続き関連する取組を推進していく必要があります。

(5) 目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

・さいたま市では、働くことを希望する人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができるよう、労務担当者や管理者向けの労働法に関する講座の開催や、女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置、男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている事業者への表彰を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するほか、就業継続や再就職支援のための講座等の開催や、起業等の支援のための講座等の開催などにより、就業機会の拡大と就業支援を推進しています。

・女性の就業率の上昇は見られるものの、半数以上の女性が非正規雇用で働いていま

す。これは、従来の正規雇用の多くが長時間労働を前提とする労働であるため、子育てや介護を担いながら、働き続けるには、非正規雇用という形態を選択せざるを得なかったことが要因の一つに挙げられます。不安定な雇用や、正規雇用との給与等での処遇面の格差により、女性の貧困の背景にもなっていると考えられています。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響は、非正規雇用労働者の割合の高い女性に特に強く現れ、非常時における女性の雇用の脆弱性が強く意識されることとなりました。
- ・これらのことから、働く場における女性の活躍や経済的自立を実現に向け、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進や、就業継続・再就職支援、就業機会の拡大に向けた取組等を引き続き推進していく必要があります。

(6) 目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

- ・さいたま市では、ひとり親家庭、若年無業者への就労支援、社会生活を営む上での困難を有する若者への自立支援プログラムの実施や、高齢者や障害者の方の居住環境の整備のための経費の補助、就業機会の提供、就労支援等を行うほか、外国人のための生活相談や日本語学習の支援などの生活支援を実施しています。
- ・また、性的少数者の方の支援として、性の多様性の理解の促進のための講座や、性自認や性的指向に係る性的少数者の自由な意思を尊重するため、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。
- ・そのほか、男女の生涯にわたる健康づくりのための支援や、防災計画や避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の取入れ等の取組を実施しています。
- ・ひとり親家庭や単身・高齢世帯の増加や雇用・就業をめぐる変化等により、貧困や地域社会からの孤立など、様々な困難を抱える人が増加しており、引き続き、生活上の様々な困難の解決を図る取組の推進が必要です。
- ・また、女性は経済的な側面のみならず、DV被害や性被害、予期せぬ妊娠などにより女性特有の身体的・精神的な困難に陥るケースなど、女性が直面する困難は多岐にわたっていること、そしてこれらの困難が複合的に発生している場合があるため、これに対応するための支援を行う環境整備が必要であると考えます。

(7) 目標VII 女性に対する暴力のないまちづくり

- ・さいたま市では、パートナー間のあらゆる暴力の根絶に向け、DVやハラスメント等の防止のための講座等の開催を行うほか、被害者の早期発見と相談体制の充実のため、相談窓口の周知や研修等による相談員の資質向上に努めています。また、被害者保護と自立支援のため、民間団体への支援や、緊急時における一時保護事業などにより、安全な保護体制を整備するとともに、市役所内、関係機関、民間団体との連携協力に

より、関連する各種施策・制度を活用し、自立に向けた支援を実施しています。

- ・本市における、DV に関する相談件数は、年々、1,000 件前後を推移していますが、相談内容は、多様化、複雑化する傾向があります。
- ・DV 被害者に対する支援は、被害者が、避難することを余儀なくされていますが、加害者に対する働きかけが必要です。
- ・また、男性や性的少数者の方の DV 被害者も存在することから、これらの方に向けた支援も必要となります。

II 次期基本計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ・さいたま市では、平成 15 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。
- ・第 1 次プランから現行基本計画へと掲げてきた基本理念を引き続き尊重し、次期基本計画を推進することを提言します。
- ・男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等が依然として存在することから、男女共同参画を実現するためには、その解消に向けた施策が主体になるものの、あらゆる立場の人々が性自認や性的指向に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していくという視点から、第 4 次プランまでの基本理念における「女（ひと）と男（ひと）」の表記については、ひらがな表記とし、次のとおりの基本理念とすることを提言します。

“ひと” と “ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現

2 計画の位置付け

- ・女性活躍推進計画、DV 防止基本計画を包含する基本計画を策定することを提言します。
- ・また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和 4 年 5 月 25 日公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。本法律に規定される市町村基本計画の策定は、努力義務とされています。さいたま市としては、基本計画を策定すること、そして、可能であれば当該基本計画についても、次期基本計画に包含することが必要であると考えます。
- ・これにより、相互に関連する課題把握や事業評価の総合的な実施や、効果的で迅速な施策展開につなげることが可能になると考えます。

3 計画の期間

・次期基本計画の計画期間は、国や県の計画期間が5年間であること、また社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、迅速な対応ができるようにするため、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とすることを提言します。

・なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の急激な変化など、次期基本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うことが必要であると考えます。

4 計画の重点事項

・これまでの取組、及び国、県の基本計画並びに社会情勢の変化等を踏まえた上で、次期基本計画では、次の6項目について、重点的に取り組んでいくことを提言します。

- ①男性にとっての男女共同参画の推進
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ④女性の経済的自立に向けた取組の推進
- ⑤DV被害者の安全確保と支援体制の充実
- ⑥DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

① 男性にとっての男女共同参画の推進

・男女共同参画社会を実現するための根本的な課題の一つに固定的性別役割分担意識の解消が挙げられます。固定的性別役割分担意識は徐々に弱まりつつありますが、依然として根強く残っており、特に長期にわたって形成されてきた、固定的性別役割分担意識等に基づく社会的慣行等の見直しや、男性の家事・育児・介護等への参加、地域活動等への積極的な関与などの具体的な行動変容には十分に至っていない状況にあります。

・固定的性別役割分担意識は、女性よりも男性で強い傾向があることや、社会の様々な分野で指導的地位に男性が多い点からも、固定的性別役割分担意識の解消や、社会的慣行等の見直し、具体的な行動変容に繋げるためには、男性に向けた意識啓発を強化する必要があります。男性における男女共同参画の意義の理解促進や、男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育を推進する必要があります。

・さらに、固定的役割分担意識は、男性の孤独や孤立、生きづらさにつながることも

あるため、男性にもたらされる重圧や心身の健康問題を解決・軽減するための支援も併せて推進していく必要があります。

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

・学校や家庭等での教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基盤を形成するものです。

・固定的性別役割分担意識等は若い年代で解消されつつあるものの、今も社会の様々な分野で、偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等が根強く存在しているため、これらの存在に気づき、とらわれないためにも、学校や家庭等における教育の役割は非常に重要です。

・そのため、学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重意識、男女平等意識を育む取組を推進することや、教育の充実のため、教育関係者を対象とした研修や保護者等への学習機会の提供などの取組の推進が必要です。

・また、若者の自立の基礎となる就労について、性別にとらわれない主体的な進路選択を行う力や、男女共同参画の視点にたった勤労観・職業観を育む総合的なキャリア教育を推進することも必要です。

③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

・政策・方針決定過程における女性の参画は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

・働き方改革関連法の制定や、女性活躍推進法の改正など、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進み、女性の政策・方針決定過程への参画は、一定の進捗がみられるものの、政治分野や経済分野をはじめ、諸外国と比較して低水準に留まっており、女性の参画の拡大の動きを更に加速させる必要があります。

・さいたま市においては、審議会等委員への女性の積極的登用や女性職員の管理職への登用を促進しています。市の施策は市民生活に大きな影響を与え、また、学校教育は男女共同参画推進の意識醸成の基盤であることから、市の政策・方針決定過程に性別に関係のない多様な意見が公平・公正に反映されるよう、目標達成に向けて具体的な対策を講じ、企業等に対して行政が率先して取組を進めていく必要があります。

・政治・経済・行政等あらゆる分野で政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための職場環境の整備や、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア

形成の情報提供、目標値の設定などによる積極的是正措置(ポジティブ・アクション)が求められており、これらの取組の促進のため、市が積極的に事業者や団体などへ働きかけを行う必要があります。

④ 女性の経済的自立に向けた取組の推進

- ・女性の就業率は上昇傾向にあり、「M字カーブ」は解消傾向にあるものの、出産・育児等を理由に退職した後、非正規雇用で再就職する女性が多く、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。正規雇用の場合、雇用者の多様な就業ニーズに対応する柔軟な雇用形態が少ないため、非正規雇用という形態を選択せざるを得ず、給与等の処遇面の格差等により、貧困の一因にもなっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大時には、女性の非正規雇用労働者の割合の高さなどを背景に、女性の雇用や所得に影響が強く現れ、女性の不安定な雇用状況が可視化されました。
- ・また、夫婦間等で一方への経済的な依存度が高い場合、依存する側は家庭内での立場が弱くなり、また死別・離別により経済的困窮に陥る可能性も高まります。
- ・経済的自立への不安により、DV被害等の困難な状況から抜け出すことを躊躇する場合もあるため、経済的な自立は、女性の自己決定という観点から非常に重要です。
- ・人生100年時代を迎え、女性の半数が90歳以上まで生きようになるなか、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できるよう、女性の経済的自立に向けた取組の推進が求められており、就業継続及び再就職等のための支援体制の整備の促進、起業等、従来の「雇用」の枠組みにとらわれない多様な働き方へのチャレンジ支援、理工系分野やデジタル分野等、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援などの取組を推進していく必要があります。
- ・また、女性自身が経済的自立の重要性、職業能力を身につけることの必要性を認識できるようにするため、早期からのキャリア教育も必要です。

⑤ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

- ・DVは、一般的に家庭内において行われるケースが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすいという特性があります。被害者も加害者からの報復、家庭の事情やDVが重大な人権侵害であるという認識の欠如など、様々な理由から、支援を求めることをためらうケースや相談に至らないケースも少なくありません。
- ・庁内関係機関においては、被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を深めるとともに配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携体制の強化を求めます。
- ・また、各相談窓口における相談内容の情報連携・共有方法については、被害者の安

心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図れるように相談体制の充実を目指すとともに、相談員・職員に対しては研修などを実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上を求めます。

- ・さらに、相談者の過酷な経験の話を聴くことで、相談員・職員自身が、精神的・感情的に影響を受けてしまう場合もあります。そこで、高度な専門知識を有する専門家等によるスーパービジョン等を実施し、専門的立場からの助言、指導を受け相談時に感じた不安や迷いを払拭することが大切です。また、加害者等からの追及等に対しては、組織として対応する必要があります。

- ・なお、日本語でコミュニケーションがとれない外国人や生活の自立が困難である障害者、介護を必要としている高齢者などが被害者である場合に、加害者の元を離れた後の生活等に不安があるため、離れる選択ができない場合もあります。障害者に対する虐待や介護疲れによる高齢者虐待など、加害者と被害者の関係性も多様化していることを踏まえ、庁内外の関係機関との連携を図りながら、ネットワークを拡充し、多様な被害者支援を実施するよう求めます。

⑥ DV からの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

- ・子どもの目の前で DV が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。

- ・また、DV の特性として、DV 被害者は暴力的環境の中で生きており、自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっていても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。

- ・また、DV 被害者あるいは DV 家庭の経済的困窮により、ネグレクトに陥るケースも少なくありません。

- ・児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図るためにも、児童虐待と DV の特性や、これらが重複して発生していることを踏まえ、他の関係機関等も含む相互の連携協力を強化することを求めます。

- ・さらに、子どもについては、DV を目撃したことによる心理的虐待や、転居や転校をはじめとする生活環境の変化など、避難後も大きなストレスを受ける状況にあり、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要となります。

- ・DV 被害者の自立を支援するため、関係機関等は援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、必要に応じて、経済的・生活的な面での支援、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度を利用できるよう、より一層の情報提供を求めます。

5 計画の目標

・ 現行の基本計画では、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の6つの基本目標（第3条）及び7つの基本的施策等（第9条）に基づき計画の目標を定め、施策・事業に取り組んでいます。

・ 男女共同参画社会の実現のためには、課題解決のための継続的な施策の実施が必要であることから、現行計画の目標の枠組みを引継ぎ、次の7つを計画の目標とするよう提言します。

計 画 の 目 標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

6 推進事業・数値目標の設定

・推進事業や数値目標の設定にあたっては、次のことに留意して設定を行うことを提言します。

○計画における推進事業や数値目標は、提言書における各目標や各施策の方向性に係る視点を十分意識し、各分野の課題や目指すべき方向性を踏まえたうえで適切な設定を行う。

○併せて、数値目標は、事業の成果を男女共同参画の観点から把握できるような適切な指標とするとともに、現状と今後の見通しや、事業の実施により得られる効果を踏まえ、適切に設定をすることとする。

III 次期基本計画の体系及び施策の展開方向

1 計画の体系

・次期基本計画の体系について、次のとおり7つの目標と、それに対する26の施策の方向を提言します。

目 標	施策の方向
I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり	① 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究
	② 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
	③ 市民・事業者との連携の推進
	④ 男女共同参画推進センター機能の充実
II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり	① 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のための啓発の推進
	② 男性にとっての男女共同参画の推進 ★重点事項1★
	③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ★重点事項2★
	④ メディアにおける男女共同参画の推進
III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ★重点事項3★
	② あらゆる分野における女性の参画の拡大
IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	② 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実
	③ 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進
V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり	① 働く場における男女の均等待遇の促進
	② 女性の経済的自立に向けた取組の推進 ★重点事項4★
VI だれもが安心して暮らせるまちづくり	① ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備
	② 子ども・若者が安心して生活を送るための支援
	③ 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	④ 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり
	⑤ 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり	① ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
	② ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進
	③ DV 被害者の安全確保と支援体制の充実 ★重点事項5★
	④ DV 被害者の自立支援の充実
	⑤ DV からの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 ★重点事項6★
	⑥ 民間団体との連携・協働

2 施策の展開方向

目標 I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

・男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮することのできる社会であり、その実現のためには男女平等についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図る必要があります。また、市の施策の推進に男女共同参画の視点が十分に受け入れられるよう、市職員に対する啓発も充実させていく必要があります。

・時勢や市民ニーズに適切に対応するためには男女共同参画に関する問題についての調査・研究を実施し、得られた知見を施策へ反映させるとともに、各施策の推進にあたっては、男女間の意識による偏り、男女の格差の現状やその要因、影響を把握するため、ジェンダー統計（男女別統計等）を充実し、根拠に基づく施策を推進していくよう求めます。

・また、男女共同参画施策については、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められており、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、「男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行わなければならない。」と定められています。

・男女共同参画施策を進めるにあたっては、国連人権委員会の女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会における議論などの国際的な動向を注視しながら、女子差別撤廃条約の積極的遵守に努めるとともに、国際的規範・基準を取り入れ、情報の提供を図る必要があります。

・国際社会における男女共同参画の進展状況及び我が国との格差や、持続可能な開発目標「SDGs」等の国際的な目標への理解を深めることは、男女共同参画に対する市民意識を醸成するうえでも重要です。

・SDGsでは、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」を行うことが全ての目標の基本原則とされており、このジェンダー主流化の視点は市の男女共同参画推進にあたっては同様に求められるものです。さいたま市では、男女共同参画推進本部を中心に推進体制の強化を図っていますが、引き続き、全庁を挙げて総合的かつ横断的に施策を推進するよう求めます。

・男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野において広範囲にわたる取組を行う必要があります。市だけでなく、市民やNPO、町内会、地域団体、事業者等の多様な主体が、それぞれが果たすべき役割を担いながら連携し、協働して取り組む必要があります。

・また、男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター」では、講座や講演会の開催、情報の収集・提供、各種団体の交流支援など様々な事業を展開し

ていますが、市民・NPO・企業等の事業者や地域で活動する諸団体との連携強化により、一層の機能の充実と事業の積極的な展開を図ることを求めます。

【施策の方向】

○施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究

- ・人権尊重や男女平等意識の啓発をあらゆる機会を通じて推進する
- ・市職員への人権尊重・男女平等意識及びジェンダー主流化の啓発を推進する
- ・男女共同参画意識に関する調査を定期的実施する
- ・ジェンダー統計の充実と活用を推進する

○施策の方向2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

- ・男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等についての情報提供や学習機会を提供する
- ・女子差別撤廃条約、北京宣言及び北京行動綱領等、SDGsなどの男女共同参画に資する国際規範・基準の積極的な取り入れと周知を図る

○施策の方向3 市民・事業者との連携の推進

- ・国、県、経済団体、労働団体等の関係機関と連携を推進する
- ・市民・NPO・企業等の事業者や地域団体との連携を推進する

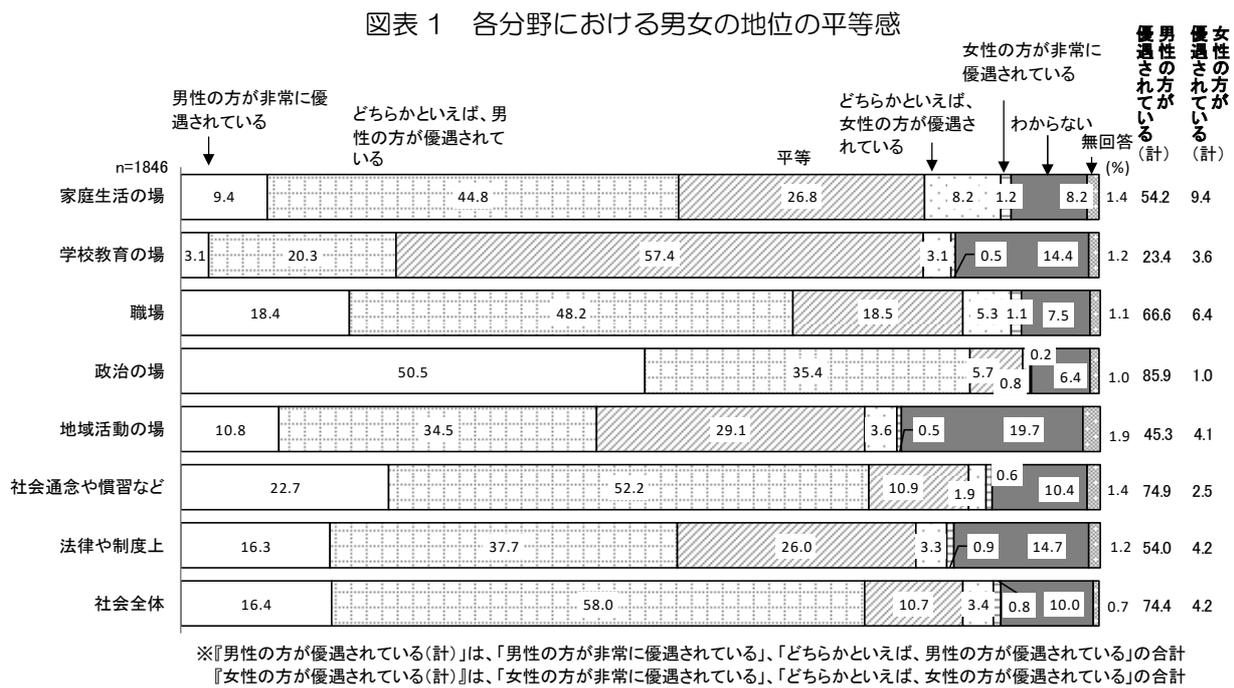
○施策の方向4 男女共同参画推進センター機能の充実

- ・効果的な情報発信と市民ニーズを的確にとらえた各種事業の充実を図る
- ・市民、NPO等の活動支援の充実を図る

○図表 1 各分野における男女の地位の平等感

令和3年の「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」を平等であると考える割合が、57.4%と他の項目に比べて群を抜いて高くなっています。

また、「男性の方が優遇されている(「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計)」という認識が高い分野は、「政治の場」、「社会全体」、「社会通念や慣習など」、「職場」で、いずれも65%を超えています。



さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し 多様な生き方ができるまちづくり

- ・ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等は、男女共同参画社会実現の大きな障害の一つとなっています。
- ・ だれもが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を發揮し、多様な生き方を可能とするためには、固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の解消とこれらに基づく社会的慣行等の見直しが必要であり、そのために継続的な意識啓発を積極的に推進することを求めます。
- ・ 固定的性別役割分担意識等は女性よりも男性のほうが強い傾向があり、また、男女とも高齢者において他の年代に比べて根強く残っているため、意識啓発にあたっては、男性や高齢者に向けた取組を強化していく必要があります。
- ・ その際、固定的性別役割分担の解消や、男性が家事・育児や介護等の多様な経験を得ることなどは、男性自身の生きづらさの解消や、多様な価値観の形成など、男性にとっても重要であり、このことへの理解を深めていくことも重要です。
- ・ 固定的役割分担意識を背景とする、男性の孤独や孤立、生きづらさの解消のため、男性にもたらされる重圧や心身の健康問題を解決・軽減するための支援も併せて推進していく必要があります。
- ・ また、市で実施した市民意識調査において、男女共同参画社会という言葉について、内容を知っている割合は3割程度となっていることから、男女共同参画という概念や意味についての理解を促進していくことも必要です。
- ・ 学校や家庭での教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基礎を築き、だれもが多様な生き方を選択できる力を育む上で、大切なものであり、男女共同参画社会の基盤を形成するものです。
- ・ そのため、学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重意識、男女平等意識を育む取組を推進することや、教育の充実のため、教育関係者を対象とした研修や保護者等への学習機会の提供などの取組の推進が必要です。
- ・ また、若者の自立の基礎となる就労について、性別にとらわれない主体的な進路選択を行う力や、男女共同参画の視点にたった勤労観・職業観を育む総合的なキャリア教育を推進することも必要であると考えます。
- ・ さらに、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、公民館での講座など身近な地域における市民への学習機会の充実を求めます。

- ・そのほか男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が社会全体に醸成されるよう、地域における市民への学習機会の充実が求められます。
- ・また、メディアを通じて流れる様々な情報は人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、インターネット、SNS 等を含むメディアにおいても、男女共同参画の視点に立った表現が望まれます。
- ・市においては、市で作成する広報、出版物が、性別による固定的なイメージや、性的側面を強調した表現などにならないよう心がけるなど、男女共同参画の視点に留意した広報、出版物の作成を全庁的な取組として実施し、率先して男女共同参画の視点の趣旨を正しく理解した適切な広報活動を行うよう求めます。
- ・スマートフォンが急速に普及し、インターネットや SNS がより身近になりましたが、女性や子どもの人権を侵害する表現や情報の流通、コミュニティサイトや SNS を通じた性暴力や性犯罪の被害が存在する現状があり、学校教育や社会教育を通じて、メディアから流れる性差別的な情報を客観的に読み解き、様々な情報を主体的に収集・判断できる能力の育成が必要であると考えます。

【施策の方向】

○施策の方向 1 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発の推進

- ・固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の解消に向けた取組を推進する
- ・男女共同参画という概念・意味についての理解を促進する

○施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進【重点事項 1】

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する
- ・男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発を推進する
- ・男性にもたらされる重圧や心身の健康問題等への支援を推進する

○施策の方向 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点事項 2】

- ・子どものころから男女平等の理解を深めるための教育を推進する
- ・学校教育において、男女共同参画の視点に立った学習の推進とそのための教員への研修、意識啓発
- ・家庭教育において、男女共同参画の理解を促進する

○施策の方向 4 メディアにおける男女共同参画の推進

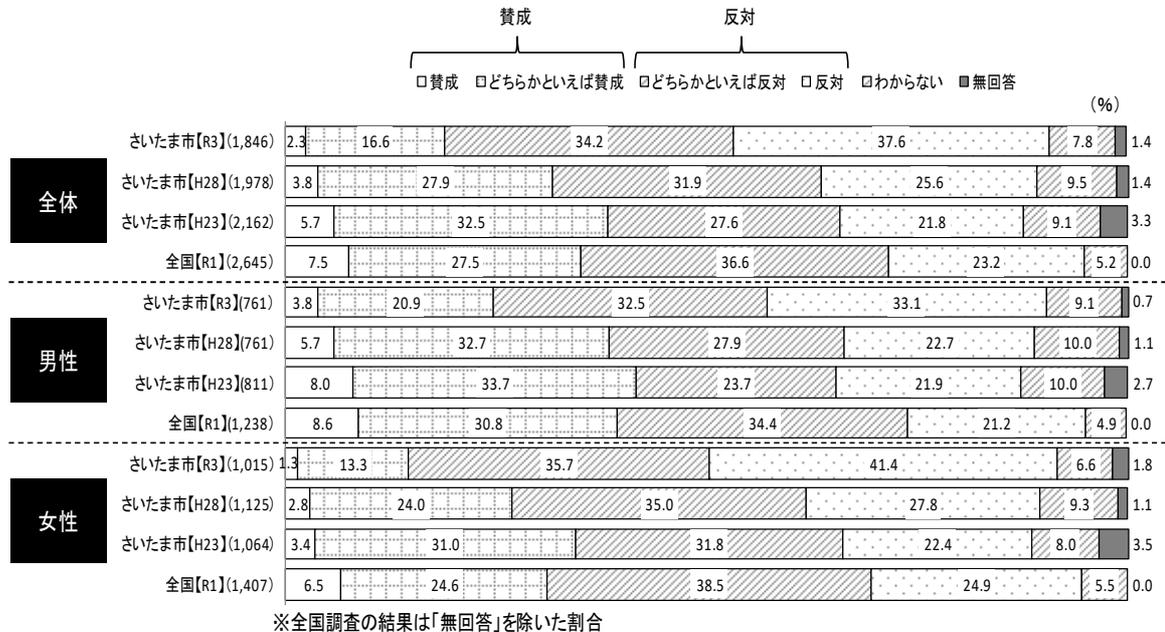
- ・市における男女共同参画の視点に留意した適切な広報活動を推進する
- ・学校、社会教育を通じて、メディア・リテラシーの向上を推進する

○図表2 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識

令和3年の「市民意識調査」では反対(71.8%)、賛成(18.9%)となり、前回調査の反対(57.5%)、賛成(31.7%)から反対と賛成の差は拡大しました。

また、反対の割合は、男性(65.6%)と比較し女性(77.1%)が 11.5 ポイント高くなっています。

図表2 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識



※全国調査の結果は「無回答」を除いた割合

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)、さいたま市「市民意識調査」より作成
 ※世論調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」で設問。

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

・男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならない、また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、あらゆる分野において女性の参画が不可欠です。

・管理職に占める女性の割合は低く、令和3（2021）年の日本の管理的職業従事者の割合は13.2%と諸外国に比較して低水準となっています。市で実施した市民意識調査では、管理職への昇格の希望について、女性ではどの年代も「希望しない」が半数以上を占めており、その理由について「ワーク・ライフ・バランスが保てない」「自分には務まらない」の割合が高くなっています。このことから、管理職への女性の登用促進のためには男女の均等な機会と待遇の確保とともに、長時間労働の解消や、育児・介護等との両立支援、キャリア形成における支援などが必要であると考えます。

・地域活動の分野で、自治会長に占める女性の割合は全国的に低水準となっています。市で実施した市民意識調査では、自治会などの地域活動について主に自分が担っていると回答した割合は男性よりも女性の方が高いこと、地域活動において「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役割に就く慣行がある」と回答した割合が高いことから、地域活動に関わる女性は多くても、地域活動における方針決定過程への女性の参画が少ないことがうかがえます。そのため、地域活動への女性の参画の促進のためには、その背景にある固定的役割分担意識等の解消が重要であると考えます。

・政治分野では、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。政治分野への女性参画の促進のため、男女に開かれた議会のための環境整備を行うとともに、有権者が政治に主体的に関わる意思を持つための主権者教育の推進、政治分野への女性参画の重要性等についての啓発、リーダーとなる人材の育成等を進めていく必要があります。

・現行基本計画では、審議会等における女性委員の割合42%を目標に掲げており、令和4年3月末現在の女性登用率は、34.4%となっています。また、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の管理職への登用等の促進を図っていますが、さいたま市の管理職に占める女性の割合は令和4年4月1日時点において、一般行政職で11.4%、教職員で19.0%と十分に管理職への登用が進んでいない状況です。

・市において、女性職員の管理職登用や審議会等への女性の登用を推進することは、市民生活に大きな影響を与える市の施策や、男女共同参画推進の意識醸成の基盤である学校教育などの方針決定過程に、性別に関係のない多様な意見が公平・公正に反映

されるためにも重要であり、目標達成に向けて具体的な対策を講じ、企業等に対して行政が率先して取組を進めていく必要であると考えます。

・また、女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要です。女性の活躍の重要性に関する理解の促進や、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標値の設定などによるポジティブ・アクションが求められます。

【施策の方向】

○施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点事項3】

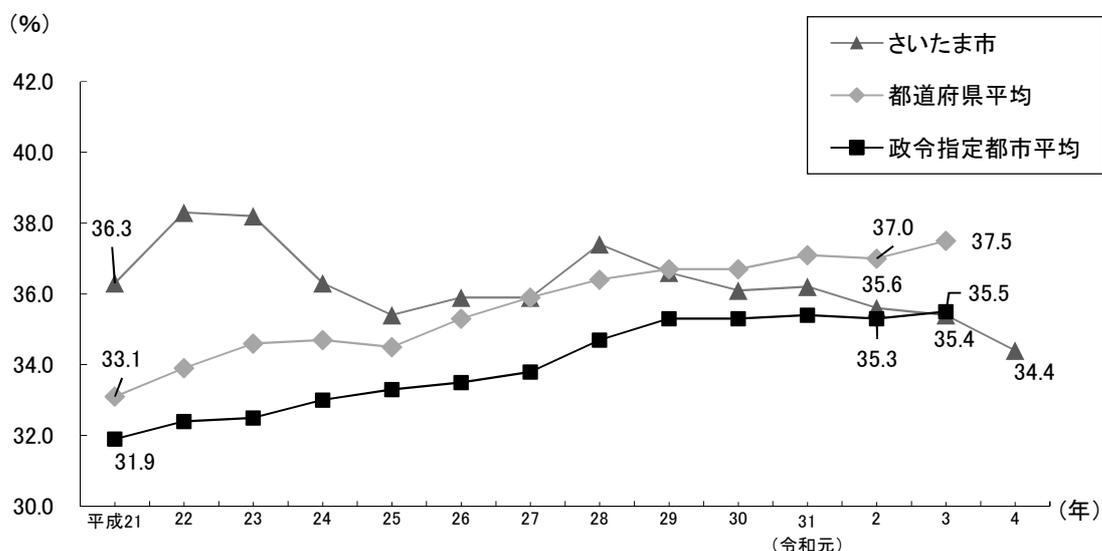
- ・ 審議会等委員への女性の積極的登用を促進する
- ・ 市の女性職員について、職域拡大及び管理職等へ登用を促進する
- ・ 地域団体における役員等への女性の積極的登用を促進する
- ・ 政治・経済・行政分野における女性の活躍を促進する

○施策の方向2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

- ・ 女性人材育成のための支援を充実する
- ・ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供を充実する

○図表3 審議会等における女性委員割合の推移

図表3 審議会等における女性委員割合の推移



全国は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に対する施策の推進状況」より作成、さいたま市は人権政策・男女共同参画課調べ。令和4年の実績はさいたま市のみ掲載。

○図表4 管理職への昇格を希望しない理由

管理職への昇格を希望しない理由として回答された割合を男女別にみると、男性では、「管理職の仕事にやりがいや魅力を感じない」(53.4%)、女性では「ワーク・ライフ・バランスが保てない」56.0%で最も割合が高くなっています。

図表4 管理職への昇格を希望しない理由

区分	回答者数(件)	単位(%)						
		ワーク・ライフ・バランスが保てない	管理職の仕事にやりがいや魅力を感じない	自分には務まらない	責任が重くなる	長く会社には在籍するつもりがない	その他	無回答
全体	596	49.0	40.1	30.9	27.5	13.3	15.4	1.2
男性	193	34.2	53.4	21.2	25.4	16.6	22.3	2.1
女性	402	56.0	33.8	35.6	28.6	11.7	12.2	0.7

さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男女がともに健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任も果たしていく上で大変重要です。

・女性の就業率は上昇傾向にあり、M字カーブについては、解消傾向にあるものの、さいたま市においては出産・育児期に就業を継続しない女性の割合が全国と比較しても高い状況です。

・男性の家事や育児等への参画は、近年増加傾向にあるものの、長時間労働等を前提とする「男性中心型労働慣行」や固定的性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等における女性の負担が大きい状態が続いており、その結果、女性の仕事と家庭生活の両立が困難になる場合が多くなっていると考えられます。

・このため、働きたい男女それぞれが、仕事と家庭生活を両立していくためには、家庭生活への参加や就業の継続を困難にする長時間労働を前提とした働き方の見直しや、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進め、男性の育児・介護休業等の取得促進をはじめとした男性の家庭生活への参画促進のための取組を進めていくことが必要であり、これらの取組について、企業等に率先して市が積極的に取り組むことを求めます。

・男性の育児休業の取得促進にあたっては、令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業の取得を促進するための法整備が進められており、法改正の内容を踏まえた制度の利用、取組の推進が行われるよう、周知・啓発を図っていく必要があります。また、男性の育児休業の取得期間は令和3年度雇用均等基本調査によると、2週間未満の割合が5割を超えており、取得率のみならず取得期間を延ばすための取組も必要です。

・仕事と家庭生活の両立のためには、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備も重要であり、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に拡大したテレワークの導入やオンラインの活用などは、多様で柔軟な働き方との親和性が高いため、更なる活用が期待されます。一方で、テレワーク等による在宅勤務の増加は、仕事と生活の境界が曖昧になることによる働き過ぎや、家庭での家族、特に夫婦間の共有時間の増加により家庭内ストレスを生じさせる懸念もあり、家庭内でのワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族や雇用者などの新しい働き方への意識づくりも必要です。

・これらの取組の促進にあたっては、男性が家事・育児や介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ、職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にとっても有用であることを、男性自身に向け啓発していくこと、また、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方を可能とする環

境整備は、企業にとっても人材確保や定着、労働生産性の向上により企業の競争力を高める等のメリットがあることを、経営層や管理職に向けて啓発を行っていくことも重要です。

・また、市で実施した市民意識調査では、男性の育児休業や介護休業の取得について「積極的に取得した方が良い」と回答した割合は、男性も女性も年代が上がるにつれ低くなる傾向が見られ、特に男性の40歳以上の各年代について低い傾向が見られたため、こうした層への啓発も重要です。

・育児や介護と仕事を両立していくためには、社会的な支援が不可欠であり、核家族の進展や、共働き世帯の増加等に伴い、その重要性は一層高まっているため、ライフスタイルの多様化に対応した支援の実施を求めます。

・育児支援については、妊娠期からの出産・育児に関する情報提供や、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実や安心して子どもを産み育てられる環境整備が必要であると考えます。

・介護支援については、高齢者人口の増加により要介護者数が増加し、現役世代の介護負担が重くなっている中、介護離職、ダブルケア、ヤングケアラーの問題等、様々な問題が生じており、孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など、介護者に向けた支援の充実が必要です。

・長時間労働を前提とした働き方や、仕事と家庭生活の両立への理解が不十分な環境は、健康維持や仕事外での活動による自己実現を妨げるほか、妊娠・出産を躊躇する要因や、女性の就業分野での活躍を妨げる要因となるため、施策の推進にあたっては、育児・介護の有無に関わらず、すべての人にとってワーク・ライフ・バランスの実現は重要であることを意識し、育児・介護のない家庭が置き去りにならないように留意し施策を推進していく必要があります。

○施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・仕事と生活の調和の理解と意識啓発を推進する
- ・仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進する

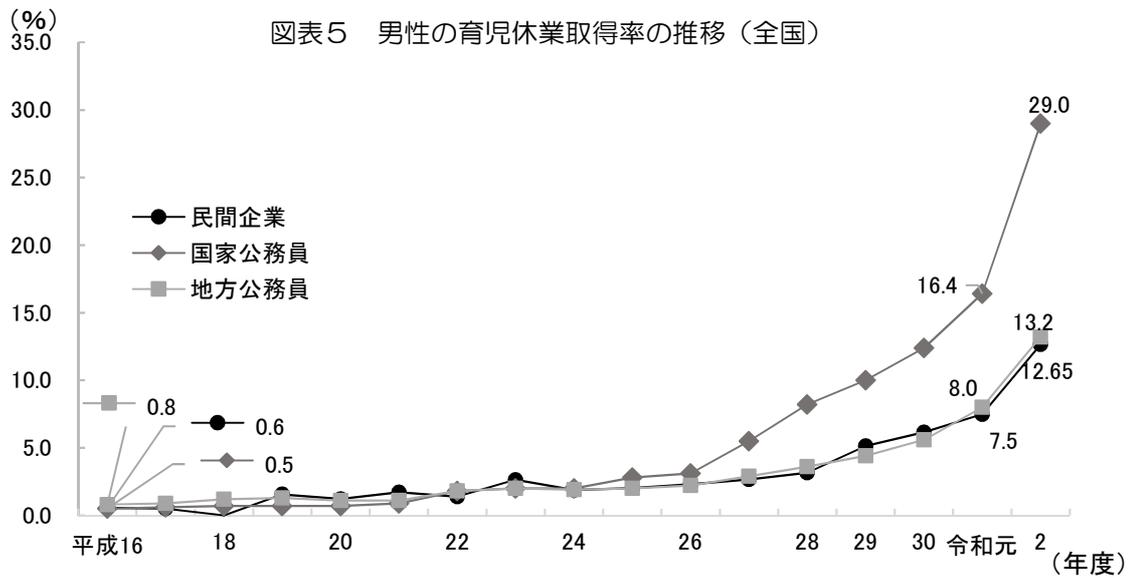
○施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実

- ・多様なライフスタイルに対応した子育て情報の提供と子育て支援策を充実する
- ・多様なライフスタイルに対応した介護に関する情報の提供と介護支援策を充実する

○施策の方向3 男性の家庭生活・地域活動への参加の促進

- ・男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する
- ・男性の育児休暇、育児・介護休業の取得を促進する

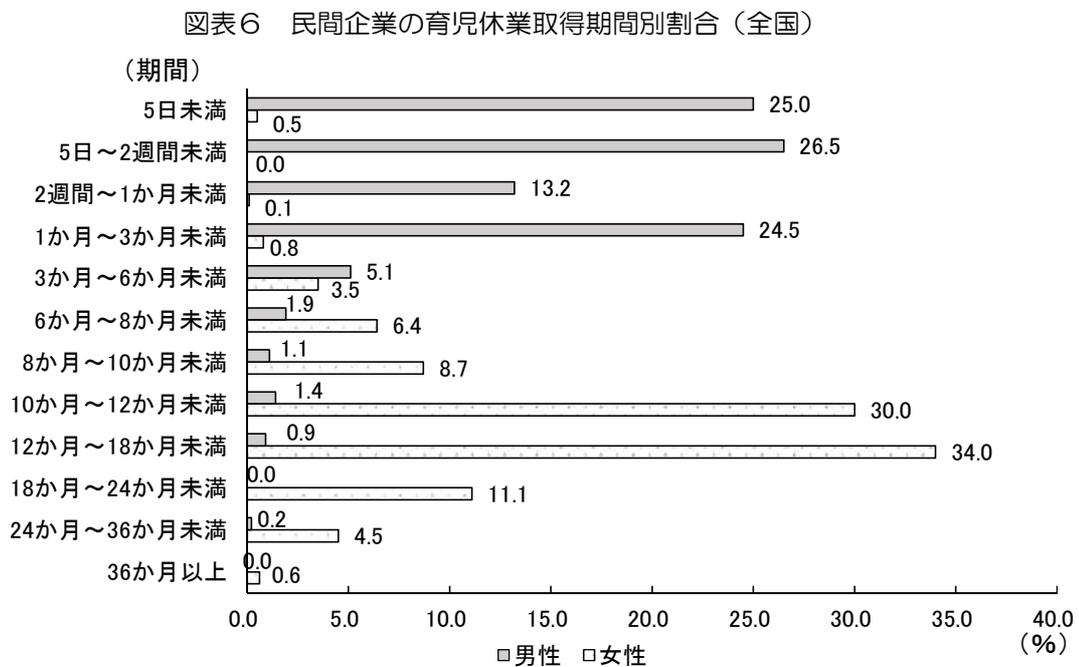
○図表5 男性の育児休業取得率の推移（全国）



内閣府「男女共同参画白書」令和4年版「2-19 図※」を基に作成

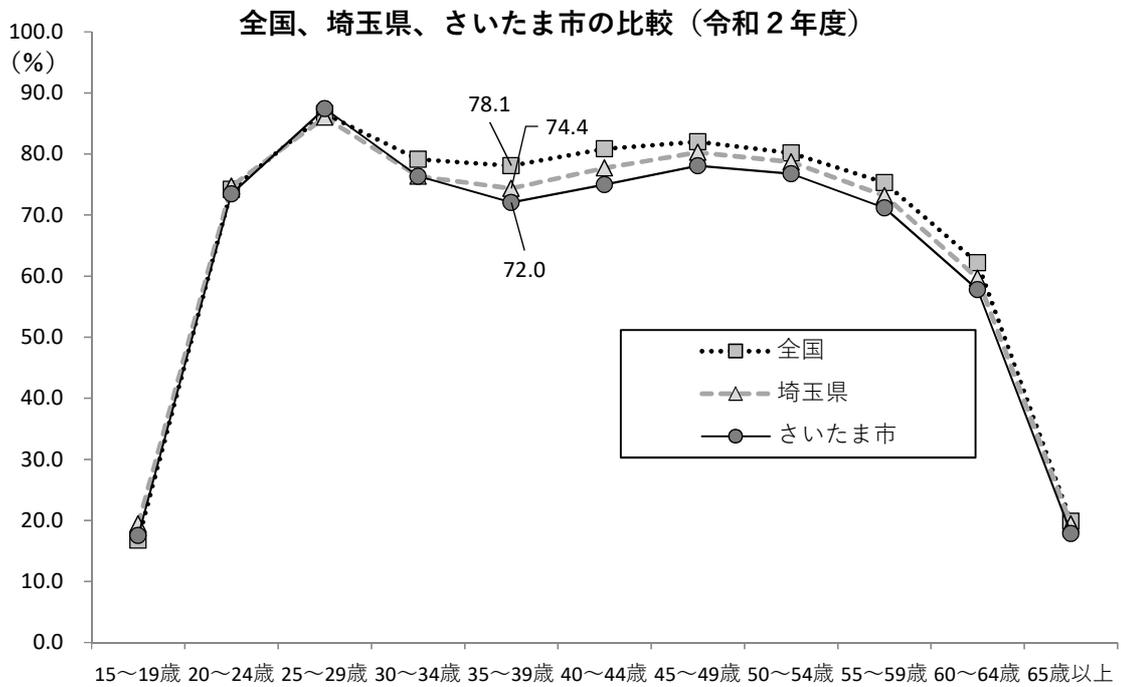
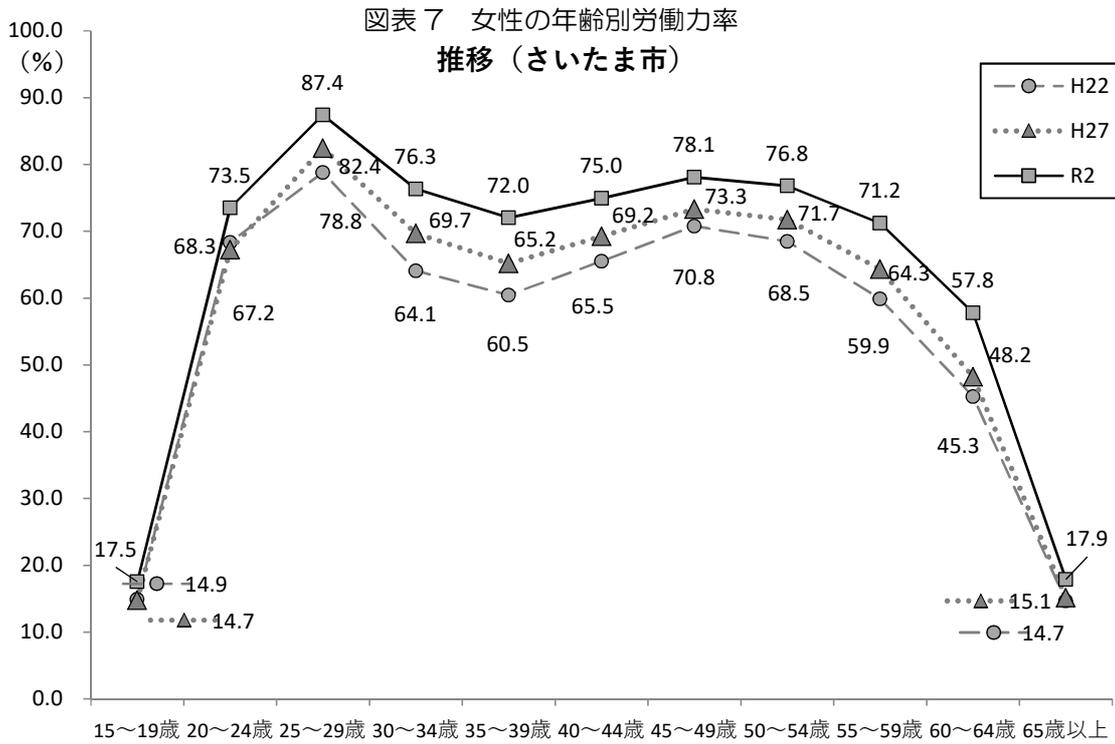
※国家公務員は内閣府官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況フォローアップ」等より作成、地方公務員は総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成、民間企業は「雇用均等基本調査」より作成

○図表6 民間企業の育児休業取得期間別割合（全国）



厚生労働省「雇用均等基本調査」（令和3年度）より作成。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した者に育児休業の取得期間を聞いたもの。

○図表7 女性の年齢別労働力率



国政調査より作成。

目標Ⅴ 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり

・女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるまちづくりは、個人の経済的自立や自己実現のほか、企業の生産性向上、社会経済の活性化の観点からも大変重要であり、その実現のためには、雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠な前提となっています。

・女性の非正規労働者の割合を年齢階級別に見ると、M字カーブの底にあたる年代で大きく増加し、その後も年代が上がるにつれ増加していることから、出産・育児等を理由として退職後に非正規雇用で再就職する女性が多いことがうかがえます。

・正規雇用の場合、雇用者の多様な就業ニーズに対応する柔軟な雇用形態が少ないため、非正規雇用という形態を選択せざるを得ず、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなど、正規雇用との格差が課題として指摘されており、非正規雇用労働者に女性が多いことから男女の待遇格差の一因にもなっています。

・待遇格差は、同一職種の正規雇用の男女間にも存在し、固定的役割分担意識や性差による偏見や思い込みにより生じた業務配分、人員配置等の男女差は、長期的には昇進や昇格の男女格差をもたらし、男女間の賃金格差の大きな要因となっていると考えられています。

・これらの男女間の格差や出産・育児等を理由とした離職は女性の経済的自立にとっての障壁となっています。

・これらのことから、雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の経済的自立を図るためには、男女が出産・育児後も離職することなく働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、非正規雇用の処遇改善や、希望するものへの正規雇用への転換等のほか、男女間の昇進・昇格格差、賃金格差を是正するため、性別による固定的な業務分担や人員配置等の見直しや、能力開発の十分な機会の提供によるキャリア形成支援を行うことが必要です。

・企業・労働者を取り巻く環境の急速な変化や、職業人生の長期化が同時に進行するなか、キャリア形成支援におけるリカレント教育の必要性も高まっています。

・社会的・構造的な理由により生じている男女格差を解消するためには、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や、女性活躍に関する数値目標の設定、管理職に占める女性労働者の割合や男女の賃金の差異などの女性活躍状況に関する情報の公表など、女性活躍推進法に基づいた取組を推進することを求めます。

・加えて、安心して働くことのできる就労環境の整備として、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向け

た取組を進める必要があります。

・また、女性の経済的自立を支援するため、子育てや介護等により離職した人への再就職支援や、起業等の雇用によらない働き方や、理工系分野や、デジタル分野など従来女性の参画が少なかった分野におけるチャレンジ支援などを行い就業機会の拡大に取り組んでいく必要があります。

・能力開発の支援や再就職支援にあたっては、デジタル化社会の進展に伴い、様々な業種でデジタルスキルを持つ人材の需要が高まっていることから、デジタルスキル向上のための支援を充実させていくことも重要です。

・また、女性が経済的に自立することや、職業能力を身につけることは、自己選択、自己決定を行うことや、困難な状況から抜け出すための重要な要素となるため、その必要性を認識できるようにするための早期からのキャリア教育を行うとともに、ライフステージや状況に応じて自らがライフキャリアデザインを描けるよう相談・学習機会の提供などの支援の充実を図る必要があります。

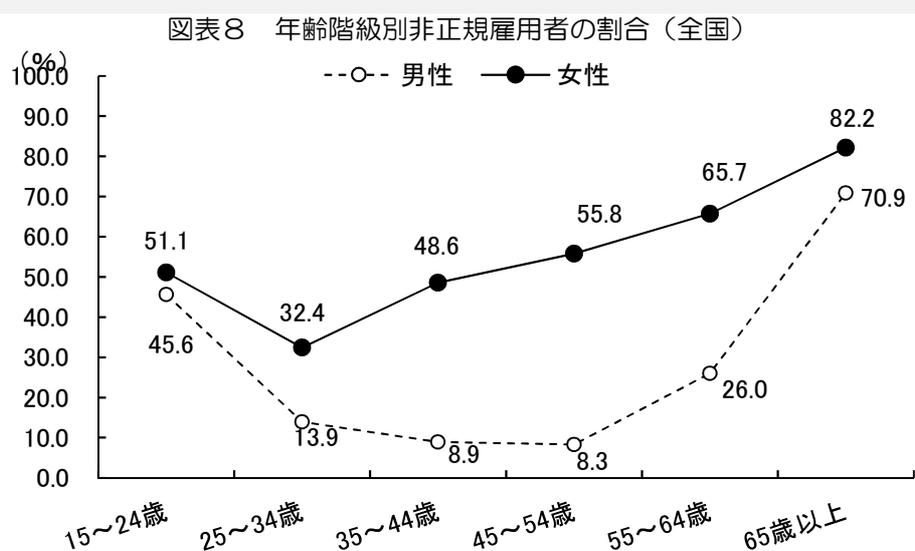
○施策の方向1 働く場における男女の均等待遇の促進

- ・働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進する
- ・非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組を推進する
- ・働く場における「同一労働同一賃金の原則」、「同一価値労働同一賃金の原則」の定着を図る
- ・企業における女性のキャリアアップ支援などを促進する
- ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や、女性活躍推進法に基づいた取組を推進する
- ・職場や就職活動の場における各種ハラスメントが行われない環境づくりを推進する

○施策の方向2 女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点事項4】

- ・就業継続及び再就職等のための支援体制の整備を促進する
- ・起業等、従来の「雇用」の枠組みにとらわれない多様な働き方へのチャレンジ支援を図る
- ・理工系分野やデジタル分野等、従来女性の少なかった分野におけるチャレンジ支援を図る

○図表8 年齢階級別非正規雇用者の割合（全国）



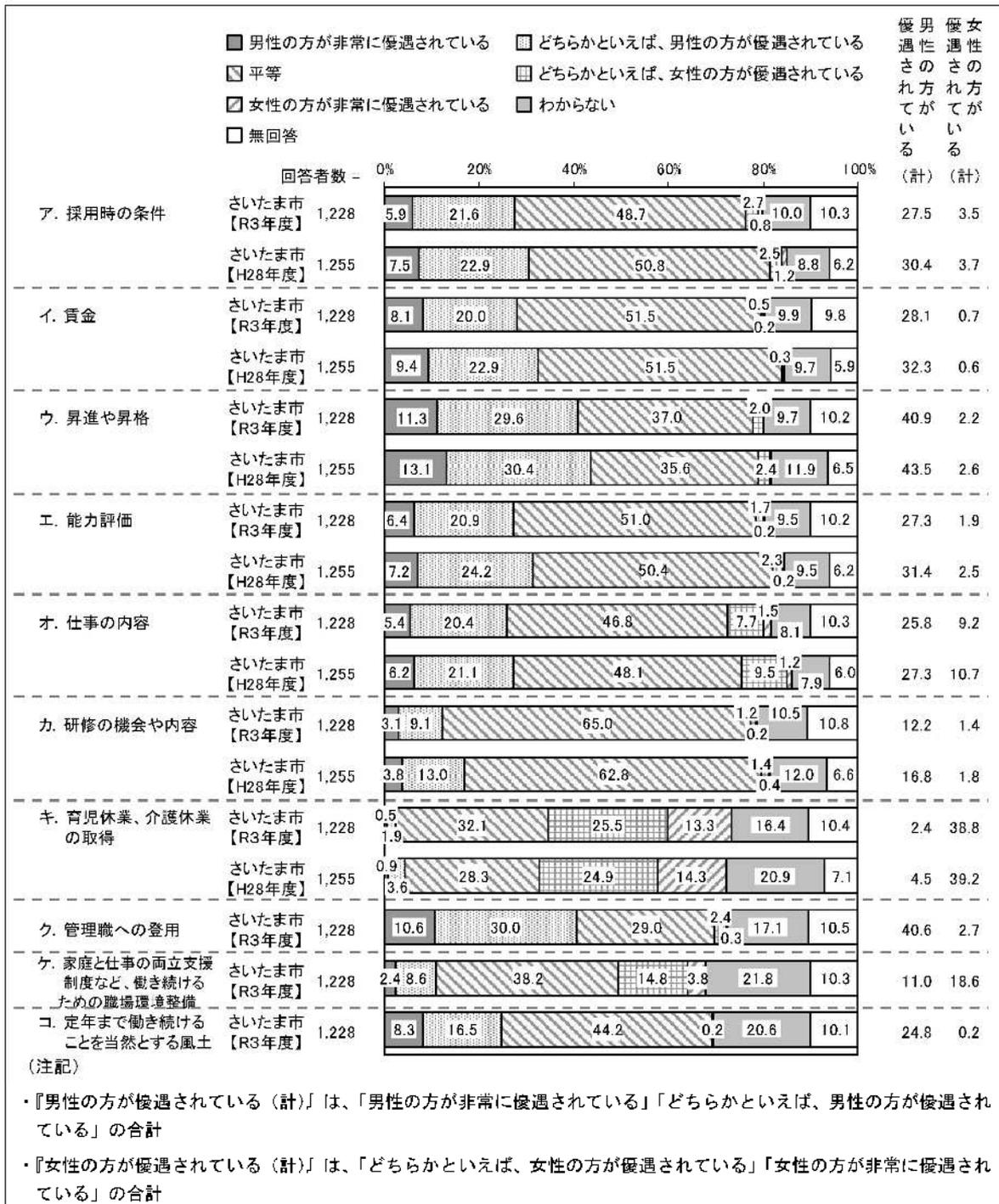
総務省「労働力調査（基本集計）」（2021年）より作成。

※割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。

○図表9 職場における男女の地位の平等感

令和3年の「市民意識調査」では、職場における男女の地位の平等感について、『男性の方が優遇されている』と感じている人の割合は「昇進や昇格」、「管理職への登用」の項目で4割を超え高く、次いで「賃金」、「採用時の条件」、「能力評価」で3割弱となっています。

図表9 職場における男女の地位の平等感



さいたま市「市民意識調査」(令和3年)より作成

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

- ・ひとり親家庭や単身・高齢世帯の増加や雇用・就業をめぐる変化等により、貧困や地域社会からの孤立など、様々な困難を抱える人が増加しています。
- ・特に女性は、社会的・経済的な格差や平均寿命が男性よりも長いこと等を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい傾向にあります。
- ・また、貧困については次世代に連鎖するなどの問題も指摘されており、貧困の状況にある子供への教育の支援、生活面での支援等を行うなど貧困等の次世代への連鎖を防止する取組が必要です。
- ・ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が抱える生活上の様々な困難は、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、複合的でより複雑化している場合があります。これらの困難な状況の解決を図るためには、それぞれが抱える困難の特性を十分に把握・分析したうえで、人権尊重の観点からの配慮、多様性を認め合う社会づくりに向けた理解を促進するとともに、多様なニーズに対応したきめ細かい生活支援や社会参画の促進につなげていく必要があります。
- ・また、デジタル化社会の進展により、提供されるサービスや社会参画の方法もデジタルを活用したものが増えているため、誰もがデジタル化による利便性を享受できるよう、高齢者等のデジタル・デバイドを解消するための取組も重要です。
- ・令和4年5月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を、民間団体等との協働により、包括的に提供する体制の整備が求められています。
- ・まずは、困難な問題を抱える女性への支援に関する市民の関心と理解を深めるための教育、啓発を行うとともに、自己がかけがえのない存在であることの意識の涵養と適切な支援を受けることができるようにするための教育、啓発を行うことが必要です。
- ・また、困難な問題を抱える女性が、意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるように、様々な関係機関、民間団体等が緊密な連携を図り、発見、相談、自立して生活するまでの切れ目のない支援が実施されることを望みます。
- ・特に、柔軟かつ専門的な支援につながるよう、民間団体との協働が不可欠です。
- ・さらに、複雑化、複合化した困難な課題に対応するため、支援実務に有用な知識や技能等を有する人材の確保や資質の向上を図る必要があります。
- ・男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。性別により、特有の疾患や健康に影響を及ぼす社会的要因の違いがあることを踏まえ、互いに性差に応じた理解を深め、性差に応じた健康を支援するための取組が

必要です。

・大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そのため、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。

○施策の方向1 ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備

- ・ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援の充実を図る
- ・家庭の経済状況を背景とする教育格差を生じさせないための学習支援の充実を図る

○施策の方向2 子ども・若者が安心して生活を送るための支援

- ・社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者に対する支援を充実する
- ・若者の職業的自立のための支援を充実する

○施策の方向3 高齢者、障害者、性的少数者(性的マイノリティ)、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢者の障害者の就業、社会参画の促進のための支援を充実する
- ・障害者のための自立支援策を充実する
- ・外国人のための生活支援策を充実する
- ・性自認や性的指向により困難な状況にある人々への支援を充実する

○施策の方向4 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり

- ・性と生殖に関する健康と権利についての正しい認識と理解について促進する
- ・ライフステージに応じた心身の健康づくりの支援を充実する
- ・HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用等の健康をおびやかす問題についての対策を充実する
- ・からだと心に関する相談等を充実する

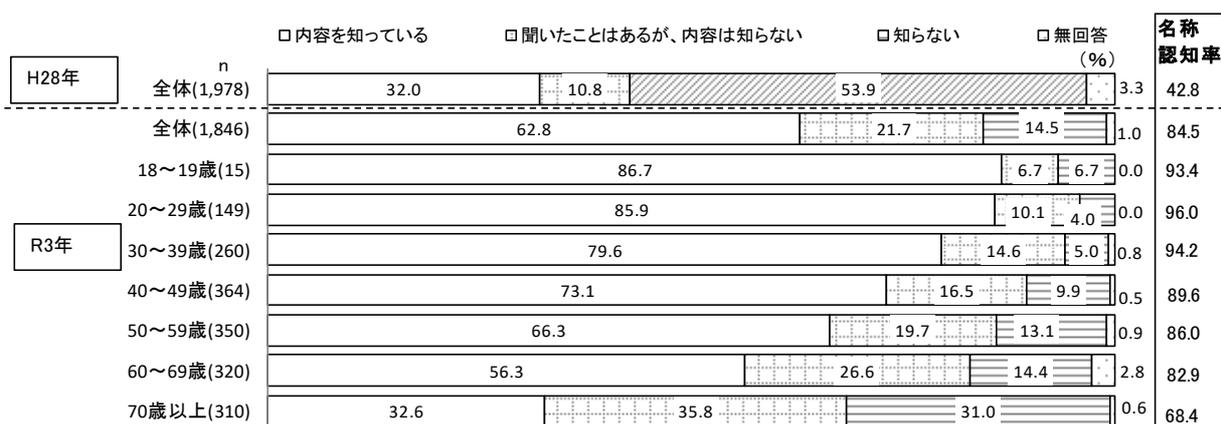
○施策の方向5 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

- ・防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立を推進する

○図表 10 「LGBTQ」（性的少数者を表す総称の一つ）という言葉の認知

「LGBTQ」の認知について、「内容まで知っていた」（62.8%）と「言葉は知っていたが、内容は知らなかった」（21.7%）を合わせた『名称認知率』は、84.5%であり、年代別で見ると、『名称認知率』は、70歳以上を除くすべての年代で8割を超えています。

図表 10 「LGBTQ」という言葉の認知



(注釈) 平成28年については、「LGBT」の認知度として集計

さいたま市「市民意識調査」より作成

○図表 11 母子世帯・父子世帯の年間収入状況（全国）

全国の母子世帯・父子世帯の年間収入状況を見ると、母子世帯・父子世帯ともに児童のいる世帯の平均を下回っており、特に母子世帯ではその差が大きくなっています。

図表 11-1 母子世帯・父子世帯の年間収入状況（全国）

		平成27年の年収	
		(自身の収入)	(世帯の収入)
母子世帯 (平均世帯人員3.31人)	平均年収	243万円	348万円
	就労収入	200万円	—
父子世帯 (平均世帯人員3.70人)	平均年収	420万円	573万円
	就労収入	398万円	—
(参考)児童のいる世帯	平均年収	—	707.6万円

母子・父子世帯については厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（平成28年）、児童のいる世帯については厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）より作成

図表 11-2 母子世帯の母・父子世帯の父の年間就労収入の構成割合（全国）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
母	1,464人 (100.0%)	327人 (22.3%)	524人 (35.8%)	321人 (21.9%)	157人 (10.7%)	135人 (9.2%)	200万円
父	281人 (100.0%)	23人 (8.2%)	33人 (11.7%)	43人 (15.3%)	70人 (24.9%)	112人 (39.9%)	398万円

母子・父子世帯については厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（平成28年）より作成

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

・配偶者等からの暴力、性犯罪などのジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

・令和4年4月1日から、成人年齢が18歳になったことにより、未成年取消権が行使できなくなることを契機に、議論が高まり、すべての年齢・性別の方に被害の防止と被害者の救済をするものとして、いわゆる「AV出演被害防止・救済法」が令和4年6月23日施行となりました。引き続き、性犯罪や性の商品化に伴う人権侵害への対策が求められます。

・セクシュアル・ハラスメントを含む、職場におけるハラスメント、また就職活動におけるハラスメントの防止対策は、強化されつつありますが、引き続き、深刻な問題であり、適切な対応が必要であると考えます。

・DV被害に関しては、「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、配偶者等から身体的暴力を受けたことがあると回答した女性は全体の13.4%であり、約7.5人に1人は被害経験があるとの結果となっています。被害者は圧倒的に女性であるものの、男性の被害者の存在も明らかになっています。女性に対する支援体制の充実とあわせ、問題の性質上表面化しにくい男性被害者が、相談しやすい環境整備も必要となってきます。

・また、DV問題は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を与えていることを考慮することが必要です。このような暴力を根絶するためには、暴力を容認しない社会環境の整備や、若年層を対象とする予防啓発、教育・学習の充実に取り組む必要があります。

・配偶者等からの暴力は、潜在化しやすい特徴があることから、被害者の早期発見のためにも、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、保健センター、警察、民間団体等、関係機関が連携を更に強化し、相談、保護から自立に至る切れ目のない支援が必要です。

・これまでのDV被害者支援は、被害者が、すべてを捨てて避難することを余儀なくされてきました。被害者支援の一環として、加害者へ対応は必要不可欠です。現行では、加害者プログラムなど、加害者に対する取組が必要です。

○施策の方向1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

- ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と予防に向けた教育・啓発を推進する
- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に対する理解の促進と、対策の充実を図る

○施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進

- ・市民への意識啓発を推進する
- ・学校等における人権教育、暴力の防止に係る教育を推進する
- ・若年層に対する予防啓発を推進する
- ・加害者に向けた取組を推進する

○施策の方向3 DV被害者の安全確保と支援体制の充実【重点事項5】

- ・早期発見・通報体制を充実する
- ・相談体制の充実を図る
- ・保護体制の充実を図る
- ・相談にあたっては、外国人・障害者・高齢者、性的少数者等の多様な被害者を想定する
- ・関係機関との連携及び関係課間等の相互連携を強化する
- ・被害者に関する個人情報の保護を徹底する

○施策の方向4 DV被害者の自立支援の充実

- ・居住の確保を支援する
- ・心の回復を支援する
- ・経済的な支援を充実する
- ・法的手続きに関する支援を行う

○施策の方向5 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実【重点事項6】

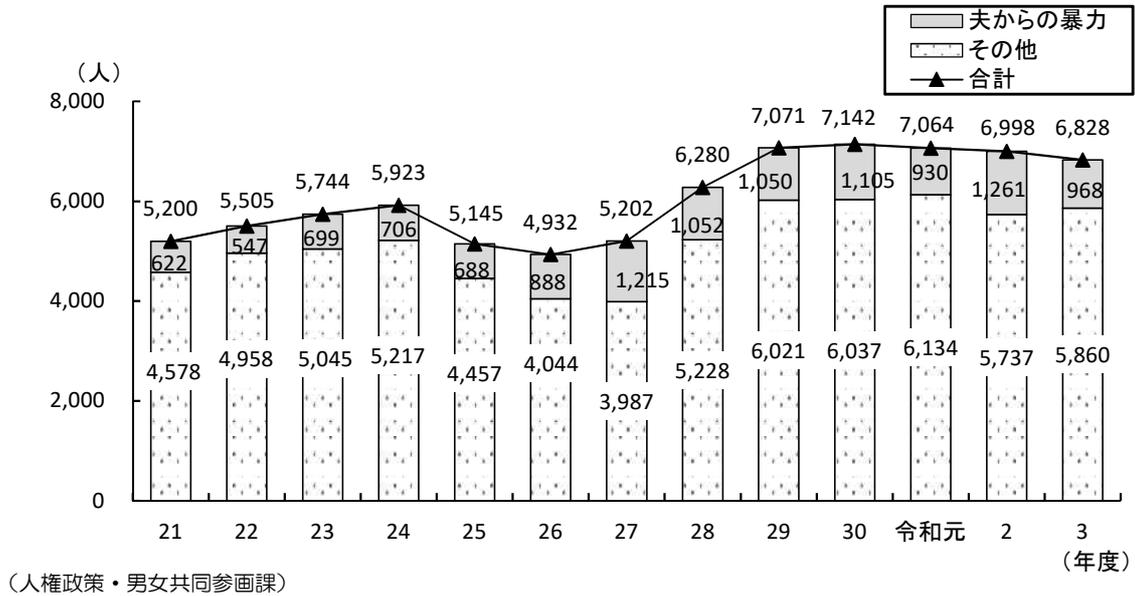
- ・児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図る
- ・DV被害者の子どもの保育・就学等について支援する
- ・関係課間等が相互に連携協力し、子どもの心のケアを継続的に実施する

○施策の方向6 民間団体との連携・協働

- ・民間団体との連携を推進する
- ・民間団体の事業活動等を支援する

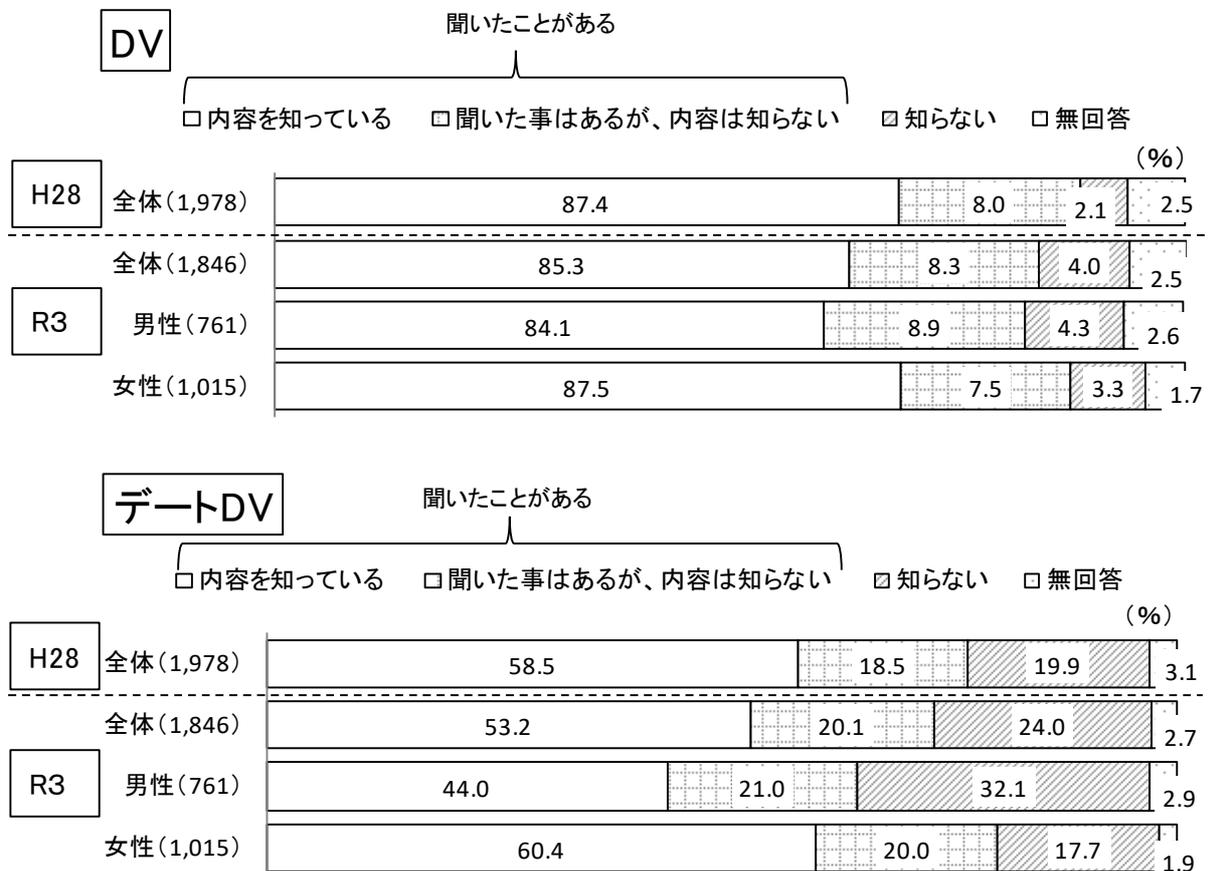
○図表 12 さいたま市における女性相談件数の推移

図表 12 さいたま市における女性相談件数の推移



○図表 13 「DV」「デートDV」という言葉の認知度

図表 13 DV・デートDVの用語と内容の認知度



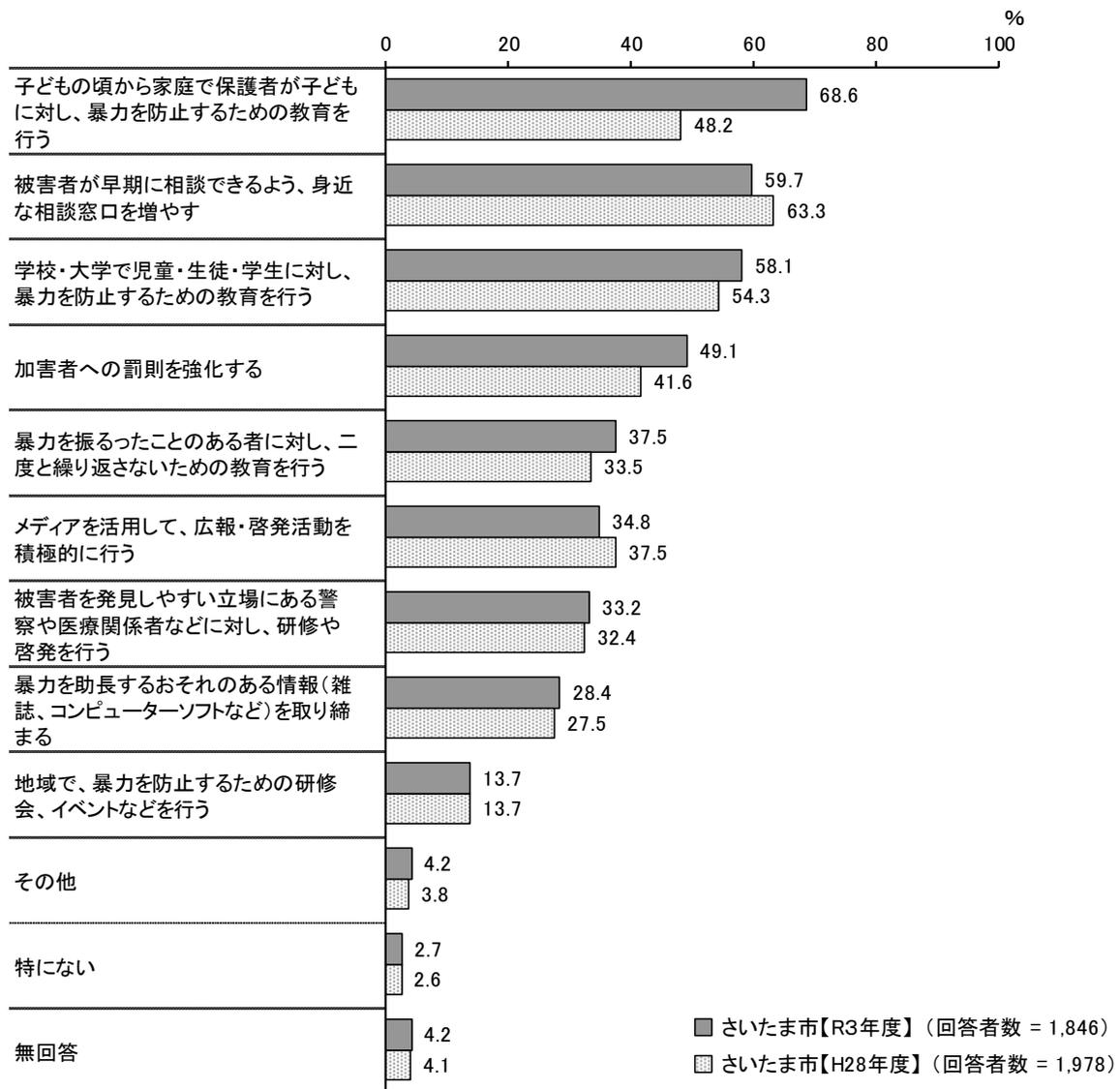
さいたま市「市民意識調査」より作成

○図表 14 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと

配偶者などの間における暴力を防止するためには、「子どもの頃から家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」と回答した人の割合が68.6%と最も高く、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」(59.7%)、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(58.1%)となっています。

平成28年度調査と比較すると、「子どもの頃から家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」と回答した人の割合が20.4ポイント増加しています。

図表 14 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと



さいたま市「市民意識調査」より作成

参 考 資 料

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍推進に関する法律

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第5次さいたま市男女共同参画基本計画のまちづくりに関する
基本計画について（諮問書写）

さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

○さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成15年3月14日

条例第38号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事

業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の

個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュア

ル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。

(6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。

(7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画のま

ちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

- 3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議する

ため、さいたま市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市民代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則 [略]

○男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日)

(法律第78号)

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお

一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊

重しつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によ

て社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体にお

る方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念

にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的か

つ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同

参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は

国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び

民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十一条～第二十八条 [略]

附則 [略]

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)

(法律第64号)

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、

国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進

は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育

児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を

公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定

めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわし

い表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以

下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組の実施に
し必要な労働者の募集を行わせようとする場
合において、当該承認中小事業主団体が当該
募集に従事しようとするときは、職業安定法
(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六
条第一項及び第三項の規定は、当該構成員で
ある中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主
団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会
その他の特別の法律により設立された組合若
しくはその連合会であって厚生労働省令で定
めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直
接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省
令で定める要件に該当するものに限る。)の
うち、その構成員である中小事業主に対して
女性の職業生活における活躍の推進に関する
取組を実施するための人材確保に関する相談
及び援助を行うものであって、その申請に基
づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助
を適切に行うための厚生労働省令で定める基
準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前
項に規定する基準に適合しなくなったと認め
るときは、同項の承認を取り消すことができ
る。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する
募集に従事しようとするときは、厚生労働省
令で定めるところにより、募集時期、募集人
員、募集地域その他の労働者の募集に関する
事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働
大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項
の規定による届出があった場合について、同

法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四
第一項及び第二項、第五条の五、第三十九
条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十
八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条
第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は
前項の規定による届出をして労働者の募集に
従事する者について、同法第四十条の規定は
同項の規定による届出をして労働者の募集に
従事する者に対する報酬の供与について、同
法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項
において準用する同条第二項に規定する職権
を行う場合について、それぞれ準用する。こ
の場合において、同法第三十七条第二項中
「労働者の募集を行おうとする者」とあるの
は「女性の職業生活における活躍の推進に関
する法律第十六条第四項の規定による届出を
して労働者の募集に従事しようとする者」
と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の
募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とある
のは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二
条の二の規定の適用については、同法第三十
六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者
以外の者をして労働者の募集に従事させよう
とする者がその被用者以外の者に与えよう
とする」と、同法第四十二条の二中「第三十九
条に規定する募集受託者」とあるのは「女性
の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第
四項の規定による届出をして労働者の募集に
従事する者」と、「同項に」とあるのは「次
項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対

し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの

(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目

標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動

計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主

(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公

表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基

準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員

(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定

する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若

しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 [略]

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日)

(法律第52号)

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への

支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱え

る女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を

抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しく

は相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを

設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童

を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七

項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議

の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の

四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 [略]

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日)

(法律第31号)

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当

該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を

満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行

うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を

受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴

力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月

間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるとき

は、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立

てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀な

くされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立て

の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が

配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規

定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる

事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の

保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者

(次項において「職務関係者」という。)

は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げ

る業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際

（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替え

て準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 [略]

○第5次さいたま市男女共同参画基本計画のまちづくりに関する
基本計画について（諮問書写）

（写）

市市人第 417号
令和4年5月20日

さいたま市男女共同参画推進協議会長 様

さいたま市長 清水 勇人



第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について（諮問）

男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン）を策定したいので、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年3月14日さいたま市条例第38号）第10条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

○さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

- 令和4年5月20日 令和4年度第1回（第82回協議会）
- ・次期男女共同参画基本計画についての諮問
「第5次さいたま市男女共同参画に関する基本計画について（諮問）」
 - ・計画策定の方向性、スケジュール等の検討
- 令和4年6月～8月 第5次男女共同参画基本計画策定のため、委員からの意見提出及び意見集約の実施
- 令和4年10月24日 令和4年度第3回（第84回協議会）
- ・提言書素案の検討
- 令和5年1月23日 令和4年度第4回（第85回協議会）
- ・提言書案の検討
- 令和5年3月20日
- ・諮問事項に対する市長への答申
「提言書（第5次さいたま市男女共同参画に関する基本計画について）」

○さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

令和5年3月現在（敬称略、五十音順）

	氏 名	備 考
学識経験者 ◎	田代 美江子	大学教授
	堀川 修平	大学講師
関係団体代表者 ○	遊馬 恵子	企業の女性管理職
	飯島 絵理	研究機関
	植村 麻美	経済団体
	江成 道子	支援団体
	兼宗 美幸	医療関係団体（大学等）
	角谷 史織	弁護士会
	山崎 秀雄	福祉団体
市民代表者	岩見 真里子	市民公募
	松岡 進	市民公募
関係行政機関職員	荒井 直子	埼玉労働局
市職員	丸屋 美智代	市民生活部長

◎会長 ○会長代行

この提言書は 100 部作成し、1 部あたりの作成費用は、410 円（概算）です。